

議会評価一覧

資料 1

- ※①《必須性》「必須」とは：条文上「原則するものとする」等
 「選択」とは：条文上「努めること」「必要に応じ」「～することができる」等
- ※②《委員会》 3委員会：総務教育・環境厚生・産業建設の3常任委員会それぞれで評価
- ※③《評価》 5 十分な成果が出ている 4 成果が出ているが改善の余地がある 3 成果が不十分
 2 成果が出ていない 1 条例又は規則等の見直しが必要 - 実施していない/案件が無った
- ※④《今後の方向性》 A 現状のまま継続 B 一部改善 C 全面的に改善 D 終了、廃止、休止

分類別番号	条 項	必須性	委員会	評 価	今後の方向性
I - 開かれた議会 → 透明性とその発信					
I-1	第6条（情報公開と市民参加）第1項～3項 第7条（広聴広報活動の充実及び市民との連携）	必須	議運	4	B
I-2	広報誌	選択	広報	4	B
I-3	ホームページ	選択	広報	4	B
I-4	その他のツール	選択	広報	4	B
I-5	第26条（政務活動費）	必須	議運	4	B
II - 市民とともに歩む議会 → 市民の意見の反映等					
II-1	第6条第4項（市民参加）（公聴会等の活用）	必須	3委員会	－、4、－	A
II-2	第6条第5項（市民参加）（請願提案者の意見等）	選択	3委員会	5、5、－	A
II-3	第8条（市民議会）	選択	広聴	－	A
II-4	第9条（議会報告会）	必須	広聴	3	A
II-5	第10条（市民懇談会）	必須	広聴	－	A
II-6	第11条（政策討論会）	選択	議運	2	A
II-7	第23条（議会サポーターの設置）	選択	議運	2	A
III - 行動する議会 → 権限の発揮度と成果の追求					
III-1	第3条第5号、第7条（政策提言）	選択	3委員会	5※1	A
III-2	第12条（市長等との関係の基本原則）	必須	3委員会	2	B
	第13条（議会審議における論点情報の形成）	必須	3委員会		
III-3	第14条（政策評価）	選択	3委員会	－	B
III-4	第15条（予算、決算における政策説明） 予算	必須	3委員会	4	B
III-5	第15条（予算、決算における政策説明） 決算	必須	3委員会	4	B
III-6	第16条（議決事件の追加）	必須	議運	2	A
III-7	第17条（自由討議による合意形成）	必須	議運	3	A
III-8	第19条（政策検討会） → 11条の討論会と連動	条件必須	議運	2	A
III-9	第22条（議会モニターの設置）	必須	議運	4	A
III-10	第24条（議会アドバイザーの設置）	選択	議運	4	A
III-11	第34条（危機管理）	選択	議運	3	B

※1: トータル評価

◆ 3つの理念のまとめ

I - 開かれた議会

議会運営の情報発信の充実、議会や市政に関心を深めてもらうためにも重要であることから、たくさんの市民に伝わるように様々な方法で公開していくことが大切です。このことから、滝沢市議会は、議場のインターネット配信やYouTubeでの映像配信の他、議会だより、ホームページ、議事録の公開、政務活動費の公開等を行っていますが、その中身はまだ、不十分で、ホームページの改善や委員会等のインターネット配信の追加など課題があります。また、様々な年齢に合わせた情報提供としてFacebook、Twitter等の導入についても検討が必要です。

この評価にあたっては、議会運営委員会と広報常任委員会が行い、その内容はいずれも「4」成果が出ているが改善の余地があるとしています。今後、一部改善に向けた取り組みを具体的に協議し改善に努める必要があります。

II - 市民とともに歩む議会

市民の声は、議会にとって活動の要となるものであることから、請願等の審議をはじめ、議会報告会、市民議会、市民懇談会、政策討論会、議会サポーター等を行うことで市民の声を聴取しています。令和3年度は新型コロナウイルス感染症によって市民議会の中止・議会報告会の意見聴取・市民懇談会の自粛、政策討論会の未実施等があり、市民の声を十分に聴取することはできませんでしたが、オンライン会議等を積極的に行い、意見聴取に努めました。また、市民の意見を予算決算常任委員会等の審査に取り入れ市政に反映する体制が構築されています。

評価は、請願等に対しては「5」十分な成果が出ているとしているが、実施できなかったことにより「2」成果が出ていないという評価も多いことから、今後は新型コロナウイルス感染症に向き合いながら、様々な手法を協議しながら進めることを大切にしたい。

III - 行動する議会

市民の声を市政に反映させるためには、総務教育常任委員会、環境厚生常任委員会及び産業建設常任委員会の調査体制の充実を図り、議会運営委員会が全体を総括することが重要です。

評価は、全体的にばらつきがあり、「-」実施していないについては、政策評価の1項目。「2」成果が出ていないについては、市長等との関係、議会審議における論点情報の形成、議決事件の追加、政策検討会の4項目。「3」成果が不十分については、自由討議による合意形成、危機管理体制の2項目。「4」成果が出ているが改善の余地があるについては、予算審議、決算審議、議会モニターの設置、議会アドバイザーの設置の4項目。「5」十分な成果が出ているについては、政策提言の1項目です。

トータルしてみると、若者定住に関して市長に提言書の提出を行ったことによる評価は高かったが、政策評価を実施出来なかったことや自由討議の形成、危機管理、政策検討会の実施が不十分だったことで、今後への課題も多く残念な結果になっています。

今後の方向性で示している「一部改善が必要」な項目や「成果が出ているが改善の余地がある」項目については、明確な改善策を協議し、継続した取組に繋がるように更なる検討が必要です。

また、評価項目には入っていない令和3年9月から導入したタブレット端末の活用も今後の議会活動に大きな成果をもたらすものと捉えていることから、活用方法等も評価し、使いこなせるようになることを前提にその都度、協議していくことも欠かせない取組と捉えています。

◎ 評価のまとめ

令和3年度の評価は、評価表の改善を図り、滝沢市議会基本条例の内容をベースにした項目に基づいて行いました。特に、滝沢市議会で掲げている「開かれた議会」「市民とともに歩む議会」「行動する議会」の3つの理念に分けた評価項目の振り分けもわかりやすく具体的な協議に繋がりました。

また、滝沢市議会基本条例の項目とリンクさせたことで、条例の検証に繋がる内容を多く確認することができました。

今後は、この評価内容を十分に活かせるように更に整理し、議会アドバイザーの助言や市民の意見等をいただきながら検討を進めていきたいと考えています。

I-1 《議会運営の情報公開》開かれた議会（情報公開とその発信）

必須

検討委員会等：①議会運営委員会 ②3 常任委員会 ③広報常任委員会 ④広聴常任委員会 ⑤その他

項目	議会運営の情報公開				条例との関係 第6条 第1項～第3項
					規則等の有 無
評価細目	①情報公開の徹底と説明責任	②全ての会議の公開	③議事録の公開	④その他	
現状とその課題等	①議会の運営について協議する場であるため、議場での委員長報告、本会議運営等で会議の内容を公開している状態にある。 ②会議は公開しているが、市役所に来ないと傍聴、閲覧できない。 ③議事録は全て作成され、公開できる状態にある。 ④党派等合同会議の会議録は作成されていない。				
評価	5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60点～80点程度） 3：成果が不十分（40点～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要				
	4	評価の理由又は根拠 ・会議は全て公開している。 ・議事録は全て作成され、公開できる状態にある。 ・議会からの情報発信がないため、改善の余地はある。			
今後の方向性	A：現状のまま継続 B：一部改善 C：全面的に改善 D：終了・廃止・休止 評価の理由又は根拠 ・議会運営委員会及びその他委員会のインターネットでの中継等を検討する必要がある。 （機材、費用、設備等の整備が必要となる。）				
	B				
【条例の関係条文】 第6条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分果たさなければならない。 2 議会は、本会議を始め全ての会議を原則として公開するものとする。 3 議会は、本会議、委員会等終了後、速やかに議事録を作成し、公開するものとする。 （第4項はⅡ-1、第5項はⅡ-2でそれぞれ評価）					
【関係する規則等】					

I-2 《議会だより》開かれた議会（情報公開とその発信）

選択

検討委員会等：①議会運営委員会 ②3常任委員会 ③**広報常任委員会** ④広聴常任委員会 ⑤その他

項目	議会だより・広報誌の発行と充実					条例との関係 第7条第1項
						規則等の <input checked="" type="radio"/> 有・無 議会広報発行規程
評価細目	①発行回数6回以上	②記事内容1 定例会等の事項 (議決一覧等)	③記事内容2 委員会に関する事項	④記事内容3 請願・陳情等の事項	⑤読み易さ・見易さ・親しみ易さ等々	
現状とその課題等	<p>①基本は年5回通常号を発行することとしているが、必要に応じて臨時号を発行する場合がある。令和3年度は、通常号を計5回発行した。</p> <p>②議決結果（議案一覧、各議員の賛否、討論内容）と一般質問を必ず掲載している。</p> <p>③所管事務調査の項目紹介と調査結果を都度掲載している。</p> <p>④請願は本会議での議決結果を掲載しているが、趣旨や内容は掲載していない。陳情は請願と同様に取り扱うと決定したものは請願と同様の掲載方法となるが、その他の陳情は掲載していない。</p> <p>⑤できるだけ写真やイラストを入れることにしているが、伝えたい情報が多く、文字が多くなっている。親しみ易さのため、令和2年度の発行分から保育施設等の園児をタイトルに載せている。</p>					
評価	<p>5：十分な成果が出ている (80点以上)</p> <p>4：成果が出ているが改善の余地がある (60点～80点程度)</p> <p>3：成果が不十分 (40点～60点程度)</p> <p>2：成果が出ていない (40点未満)</p> <p>1：条例又は規則等の見直しが必要 0：実施なし(評価対象外)</p>					
4	<p>評価の理由又は根拠</p> <p>・発行回数が発行規程に定める回数を満たしていないが、他議会と比較しても発行回数が多く、十分な情報を広報誌で発信できている。</p>					
	<p>今後の方向性 A：現状のまま継続 B：一部改善 C：全面的に改善 D：終了・廃止・休止</p>					
B	<p>評価の理由又は根拠</p> <p>・請願、陳情の紙面への掲載は検討が必要である。また、発行回数については、実務に合わせ、規程の改正を検討する必要がある。</p>					
	<p>【関係する条例の条文】 第7条 議会は、多くの市民が議会及び市政に関心が持て、理解が得られるよう、議会広報誌の発行及び多様な広報媒体を活用した広聴広報活動に努めるものとする。</p>					
<p>【関係する規則等】 《広報発行規程》 第2条 議会広報に掲載する事項は、次にあげるとおりとする。 (1) 定例会、臨時会に関する事項 (2) 委員会に関する事項 (3) 請願、陳情に関する事項 (4) その他必要と認める事項 第3条 議会広報は、年6回発行する。ただし、必要により発行回数を変更することができる。</p>						

I-3 《ホームページ》開かれた議会（情報公開とその発信）

選択

検討委員会等：①議会運営委員会 ②3常任委員会 ③**広報常任委員会** ④広聴常任委員会 ⑤その他

項目	ホームページの活用と充実				条例との関係 第7条第1項
					規則等の有 無
評価細目	①新着情報	②議会の紹介	③議会の情報	④市民参加	⑤活動報告・評価
	⑥情報公開	⑦問い合わせ	⑧その他		
現状とその課題等	①各コンテンツの更新をその都度新着情報としてトップページに掲載している。 ②議員一覧、委員会構成等を掲載している。 ③議会だより、会議の録画放送、会議録等を過去のものも含め掲載している。 ④請願・陳情の提出方法及び審査結果、議会報告会等を掲載している。 ⑤議会活動のトピックス、委員会所管事務調査、政務活動報告等を掲載している。 ⑥議会費の決算、政務活動費収支決算、議長交際費等を掲載している。 ⑦市民からの問い合わせに関する事項等を掲載している。				
評価	5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60点～80点程度） 3：成果が不十分（40点～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要				
	4	評価の理由又は根拠 ・幅広く議会の情報を掲載し、情報発信しているが、繁忙期にホームページ更新が遅れることがある。			
今後の方向性	A：現状のまま継続 B：一部改善 C：全面的に改善 D：終了・廃止・休止 評価の理由又は根拠 ・繁忙期の事務局の負担やホームページの掲載の在り方(ホームページのラベルの位置やリンク先等)を今後検討していく必要がある。				
	B				
【関係する条例の条文】 第7条 議会は、多くの市民が議会及び市政に関心が持て、理解が得られるよう、議会広報誌の発行及び多様な広報媒体を活用した広聴広報活動に努めるものとする。					
【関係する規則等】					

I-4 《インターネット等の活用》開かれた議会（情報公開とその発信）

選択

検討委員会等：①議会運営委員会 ②3常任委員会 ③**広報常任委員会** ④広聴常任委員会 ⑤その他

項目	インターネット等の活用			条例との関係 第7条第1項	
				規則等の有・ 無	
評価細目	①YouTube	②Facebook	③Twitter	④その他	
現状とその課題等	①YouTubeで本会議、予算決算常任委員会の中継と録画放送を行っている。 ②活用していない。 ③活用していない。				
評価	5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60点～80点程度） 3：成果が不十分（40点～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要 評価の理由又は根拠 ・YouTubeでの映像配信により、議場に直接来なくても議会の状況を知ることができる環境は整っているが、その他の媒体は活用していない。				
4					
今後の方向性	A：現状のまま継続 B：一部改善 C：全面的に改善 D：終了・廃止・休止 評価の理由又は根拠 ・議会広報誌及びYouTube以外の広報媒体の必要性を検討する必要がある。				
B					
【条例の関係条文】 第7条 議会は、多くの市民が議会及び市政に関心が持て、理解が得られるよう、議会広報誌の発行及び多様な広報媒体を活用した広聴広報活動に努めるものとする。					
【関係する規則等】					

I - 5 《政務活動費の透明性》開かれた議会（情報公開とその発信）

必須

検討委員会等：①議会運営委員会 ②3 常任委員会 ③広報常任委員会 ④広聴常任委員会 ⑤その他

項目	政務活動費の透明性			条例との関係 第26条第2項	
				規則等の有・無 条例有	
評価細目	①10条 報告書の提出	②12条 余剰金の返還	③14条 報告書の保管等	④運用指針 基準の順守	⑤公開の内容等
現状と その課題等	①条例の期限までに提出されている。 ②条例の期限までに返還がなされている。 ③事務局において保管されている。 ④使途の透明性は十分に公開されている。 ⑤領収書等の明細もHPで公開されている。				
評価	5：十分な成果が出ている (80点以上) 4：成果が出ているが改善の余地がある (60点～80点程度) 3：成果が不十分 (40点～60点程度) 2：成果が出ていない (40点未満) 1：条例又は規則等の見直しが必要				
4	評価の理由又は根拠 ・会議は全て公開している。 ・議事録は全て作成され、公開できる状態にある。 ・議会からの情報発信がないため、改善の余地はある。				
	A：現状のまま継続 B：一部改善 C：全面的に改善 D：終了・廃止・休止 評価の理由又は根拠 ・購入した資料（新聞・書籍等）の活用の仕方を公表する必要がある。 ・会派及び個人の年間活動計画（視察・研修等）を事前に公表する必要性を検討すべき。 ・評価における「成果」の解釈についての議論が必要。				
今後の方向性	B				
【条例の関係条文】 （政務活動費） 第26条 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、滝沢市議会の政務活動費の交付に関する条例（平成15年滝沢市条例第15号）の定めるところにより、これを適正に使用しなければならない。 2 会派及び議員は、政務活動費の使途の透明性を確保し、市民に対し説明責任を果たすため、収支報告書、領収書等を議長に報告するとともに、当該年度に1回以上、政務活動費による活動内容を公表しなければならない。					
【関係する規則等】 ・滝沢市議会の政務活動費の交付に関する条例 ・滝沢市議会の政務活動費の交付等に関する規則 ・滝沢市議会政務活動費使途基準の運用指針					

II-1 《参考人制度及び公聴会制度等の活用》 市民とともに歩む議会

必須

検討委員会等：① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	参考人制度及び公聴会制度等の活用 (委員会に付託された請願を除く)			条例との関係 第6条第4項	
				規則等の有・無 委員会条例、会議規則	
評価細目	① 参考人制度を十分に活用しているか(必携)	② 公聴会制度を十分に活用しているか(必携)	③ 成果は	④ その他	
現状とその課題等	①、②案件が無かった。 ③無し ④無し				
評価	5：十分な成果が出ている (80点以上) 4：成果が出ているが改善の余地がある (60点～80点程度) 3：成果が不十分 (40点～60点程度) 2：成果が出ていない (40点未満) 1：条例又は規則等の見直しが必要 -：実施無し(評価対象外)				
	評価の理由又は根拠 ・実施されていないため。				
今後の方向性	A：現状のまま継続 B：一部改善 C：全面的に改善 D：終了・廃止・休止 評価の理由又は根拠 ・実施していないので、現状のままとする。				
	A				
【条例の関係条文】 第6条(1～3項は、評価Ⅰ-1で。5項は評価Ⅱ-2で) 4 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、市民、学識経験者等の専門的、政策的意見等を討議に反映させるものとする。					
※備考：総務教育常任委員会による評価					

II-1 《参考人制度及び公聴会制度等の活用》 市民とともに歩む議会

必須

検討委員会等：① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	参考人制度及び公聴会制度等の活用			条例との関係 第6条第4項	
				規則等の有 無 議員必携により委員会とする	
評価細目	①参考人制度を十分に活用しているか（必携）	②公聴会制度を十分に活用しているか（必携）	③成果は	④その他	
現状とその課題等	①付託された請願2件のうち2件で参考人（請願者）から意見を聴いた。 ②活用していない。 ③参考人制度を活用し、審査の参考とした。公聴会制度は活用していない。 ※成果は下段にある「評価」段階で行うものでは？				
評価	5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60点～80点程度） 3：成果が不十分（40点～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要 評価の理由又は根拠 ・参考人制度を活用した。 ・令和3年度は公聴会の開催が必要な案件が無かった。				
4					
今後の方向性	A：現状のまま継続 B：一部改善 C：全面的に改善 D：終了・廃止・休止 評価の理由又は根拠				
A					
【条例の関係条文】 第6条（1～3項は、評価Ⅰ－1で。5項は評価Ⅱ－2で） 4 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、市民、学識経験者等の専門的、政策的意見等を討議に反映させるものとする。					
※備考：環境厚生常任委員会による評価					

II-1 《参考人制度及び公聴会制度等の活用》 市民とともに歩む議会

必須

検討委員会等：① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	参考人制度及び公聴会制度等の活用			条例との関係 第6条第4項	
				規則等の有・無 議員必携により委員会とする	
評価細目	①参考人制度を十分に活用しているか（必携）	②公聴会制度を十分に活用しているか（必携）	③成果は	④その他	
現状とその課題等	①案件が無かった。 ②案件が無かった。 ③案件が無かった。 ※成果は下段にある「評価」段階で行うものでは？				
評価	5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60点～80点程度） 3：成果が不十分（40点～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要 -：実施なし（評価対象外）				
—	評価の理由又は根拠 ・評価できない。 ・参考人制度及び公聴会制度の活用が必要でなかった場合の評価方法が不明瞭のため、本項目の評価実施について再検討するべき。				
今後の方向性	A：現状のまま継続 B：一部改善 C：全面的に改善 D：終了・廃止・休止				
A	評価の理由又は根拠				
【関係する条例の条文】 第6条（1～3項は、評価Ⅰ-1で。5項は評価Ⅱ-2で） 4 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、市民、学識経験者等の専門的、政策的意見等を討議に反映させるものとする。					
※備考：産業建設常任委員会による評価					

II-2 《請願等の審議》 市民とともに歩む議会（市民参加）

選択

検討委員会等：① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	請願等の審議				条例との関係	第6条第5項
					規則等の有	無
評価細目	①必要に応じ、提案者の意見を聴く機会を設ける（条例）	②紹介議員の役割りは（必携）	③願意の妥当性（必携）	④実現の可能性（必携）	⑤その他	
現状とその課題等	①、②とも実施した。 （1、義務教育費国庫負担拡充関係 2 選択的夫婦別姓関係、3 えん罪被害者関係、4 沖縄戦戦没者の遺骨関係） ③請願の妥当性は議論した。 ④市政（市の財政等）にかかわる案件が無く、実現性まで議論する案件は無かった。					
評価	5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60点～80点程度） 3：成果が不十分（40点～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要 評価の理由又は根拠 ・①、②とも必要に応じ、提出者と紹介議員から願意等の説明を受けて質疑を行ったうえで、討論し採決した。					
今後の方向性	A：現状のまま継続 B：一部改善 C：全面的に改善 D：終了・廃止・休止 評価の理由又は根拠 ・ほぼ、十分に実施したため。 ・必要に応じ、【評価 II-1 参考人制度・公聴会制度】の活用も視野に入れ、標準的な運用制度を設ける必要がある。					
【条例の関係条文】 第6条（1～4項は省略：評価1、2） 5 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、その審議においては、必要に応じ、提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。						
※備考：総務教育常任委員会による評価						

II-2 《請願等の審議》 市民とともに歩む議会（市民参加）

選択

検討委員会等：① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	請願等の審議				条例との関係 第6条第5項
					規則等の有 <input checked="" type="radio"/> 無 議員必携による
評価細目	①必要に応じ、提案者の意見を聴く機会を設ける（条例）	②紹介議員の役割りは（必携）	③願意の妥当性（必携）	④実現の可能性（必携）	⑤その他
現状とその課題等	①付託された請願2件のうち2件で参考人（請願者）から意見を聴いた。 ②付託された請願2件のうち1件で紹介議員から意見を聴いた。 ③付託された請願2件のうち2件で参考人又は紹介議員から意見を聴き、願意の妥当性の判断材料とした。 ④託された請願2件のうち0件で実現可能性の観点での審査を行った。				
評価	5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60点～80点程度） 3：成果が不十分（40点～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要 評価の理由又は根拠 ・請願者からの意見を聴き審議を行っている。				
5					
今後の方向性	A：現状のまま継続 B：一部改善 C：全面的に改善 D：終了・廃止・休止 評価の理由又は根拠				
A					
【条例の関係条文】 第6条（1～4項は省略：評価1、2） 5 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、その審議においては、必要に応じ、提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。					
※備考：環境厚生常任委員会による評価					

II-2 《請願等の審議》 市民とともに歩む議会（市民参加）

選択

検討委員会等：① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	請願等の審議				条例との関係 第6条第5項	
					規則等の有 無 議員必携により委員会とする	
評価細目	①必要に応じ、提案者の意見を聴く機会を設ける（条例）	②紹介議員の役割りは（必携）	③願意の妥当性（必携）	④実現の可能性（必携）	⑤その他	
現状とその課題等	①付託された請願が無かった。 ②付託された請願が無かった。 ③付託された請願が無かった。 ④付託された請願が無かった。					
評価	5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60点～80点程度） 3：成果が不十分（40点～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要 評価の理由又は根拠 ・付託された案件が無い場合、評価できない。					
今後の方向性	A：現状のまま継続 B：一部改善 C：全面的に改善 D：終了・廃止・休止 評価の理由又は根拠 ・請願が付託された場合は、必要に応じて、提案者の意見を聴く機会を設ける。 ・また、紹介議員の役割りを果たす。願意の妥当性も協議する。					
【条例の関係条文】 第6条（1～4項は省略：評価1、2） 5 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、その審議においては、必要に応じ、提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。						
※備考：産業建設常任委員会による評価						

II-3 《市民議会》市民とともに歩む議会（市民参加）

選択

検討委員会等：① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	市民議会				条例との関係 第8条
					規則等の有・無 市民議会実施要綱
評価細目	①議員が答弁者となる	②終了後報告書作成	③対応等HP等に掲載	④参加者に報告書等	⑤市長報告 ⑥その他
現状とその課題等	①事前に準備をし、パネル展示で公表した。 ②作成した。 ③パネル展示の様子を掲載している。 ④作成し、送付。 ⑤作成し、使送。 ⑥市民議会を中止した。				
評価	5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60点～80点程度） 3：成果が不十分（40点～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要 0：実施なし（評価対象外）				
—	評価の理由又は根拠 ・市民議会をコロナ禍のため中止した。実施前提の評価シートのため、評価しない。 ・市民議会の代替手段として、ビッググループにてパネル展示を行い、学生の提案やそれに対する議会の意見を公表した。				
今後の方向性	A：現状のまま継続 B：一部改善 C：全面的に改善 D：終了・廃止・休止 評価の理由又は根拠 ・開催案内及び各学校等への推薦依頼において、一部議会の意図と異なる受け取られ方があり、提出方法や提出期限について議会、学校双方に混乱を招いた。 ・不測の事態等により開催が困難な場合、実施要綱第5条但し書きの「議場以外で開催する」ことも積極的に検討すべき。				
【条例の関係条文】 （市民議会） 第8条 議会は、多くの市民が参加できる場として、市民議会の開催に努めるものとする。					
【関係する規則等】 市民議会実施要綱（概略）（条例第8条第2項：必要な事項は別に定める⇒市民議会実施要綱） 第8条 市議会議員が説明及び答弁者になり、市民議会の参加者が質問及び提言者となる。 第9条 市民への周知 第10条第1項 出された意見、要望提言等全文筆記する。 第2項 終了後、速やかに報告書を議長に提出する。 第3項 報告書、対応方針等をHPIに掲載するとともにその概要を「議会だより」に掲載する。 第4項 参加者に第2項の報告書、対応方針を送付する。 第11条 市長その他の執行機関の長が処理すべき要望等が提出されたときは、これを取りまとめその長に報告する。					

II-4 《議会報告会》市民とともに歩む議会（市民参加）

必須

検討委員会等：①議会運営委員会 ②3常任委員会 ③広報常任委員会 ④広聴常任委員会 ⑤その他

項目	議会報告会				条例との関係 第9条	
					規則等の有・無 議会報告会実施要綱	
評価細目	①年1回以上の開催	②市民等への周知（要綱第8条）	③成果の公表（要綱第9条）	④実施の成果は	⑤その他	
現状とその課題等	①YouTube配信により実施した。 ②自治会への配布、回覧を実施。報道機関への情報提供も実施。HPは事後掲載。モニターへは広報の記事アンケートで意見聴取。 ③意見の要約、報告書を作成し、HPに掲載及び市議会だよりで公表。					
評価	5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60点～80点程度） 3：成果が不十分（40点～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要					
3	評価の理由又は根拠 ・実施要綱第4条第4号「市民との意見交換」はできていない。 ・単年度で成果が出ない地域課題がある。					
	A：現状のまま継続 B：一部改善 C：全面的に改善 D：終了・廃止・休止					
今後の方向性	評価の理由又は根拠 ・地域課題への議会の対応報告が翌年度の報告会になる場合が多い。 ・YouTube視聴者の意見を議会活動に反映させることが難しかった。 ・報告書の内容に実施の成果（総括）を含めて作成すべき。					
【条例の関係条文】 （議会報告会） 第9条 議会は、市民の参加を高め、連携を深める場として、議会報告会を年1回以上開催し、広く市民に議会の活動状況を報告するとともに意見を聴取して議会活動に反映させるものとする。						
【関係する規則等】 議会報告会実施要綱（概略）（条例第9条第2項：必要な事項は別に定める⇒議会報告会実施要綱） 第8条 市民への周知を図るために、次に掲げる方法で周知に努める。（1）～（5）・・・省略 第9条 成果の公表（条文 省略） 第10条 要望書等の報告						

II-5 《市民懇談会》 市民とともに歩む議会（市民参加）

必須

検討委員会等：① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	市民とともに歩む議会運営（10 条関係）			条例との関係 第 10 条	
	市民懇談会			規則等の有・無 市民懇談会実施要綱	
評価細目	①市民への周知 (要綱第 8 条)	②報告書の作成 と公表 (要綱第 9 条)	③執行機関への 報告 (要綱第 1 0 条)	④実施の成果は	⑤その他
現状と その課題等	①所管事務調査内容に関する市民懇談会のため「市民への周知を図る必要」がない。 ②所管事務調査の報告書の中で懇談会の内容を記載するため、個別の報告書はなかった。 ③懇談会を実施していないため「市長等が処理すべき要望等」はなかった。 ④実施していないため成果はない。 ⑤要綱第 9 条第 2 項の「報告書」は必要性があるか要検討。				
評価	5：十分な成果が出ている (80 点以上) 4：成果が出ているが改善の余地がある (60 点～80 点程度) 3：成果が不十分 (40 点～60 点程度) 2：成果が出ていない (40 点未満) 1：条例又は規則等の見直しが必要 評価の理由又は根拠 ・所管事務調査で懇談会を開催した場合は、広聴委員会の評価ではない。 ・広聴主催の懇談会はなかった。				
今後の方向性	A：現状のまま継続 B：一部改善 C：全面的に改善 D：終了・廃止・休止 評価の理由又は根拠 ・所管事務調査内容の市民懇談会しか実施していない。 (参考人招致ではなく懇談会とすることで、様々な意見を引き出せると考える。) ・他団体からの依頼では多様な内容だが、議会発信では所管事務調査以外の内容がない。 ・評価細目の②から④は実施した常任委員会で処理すべき内容。 ・所管事務調査では市民懇談会ではなく、参考人として招致すべき。 (非公式の「情報交換会」の実績あり。「懇談会」の名称を使う場合は要綱に従う。)				
【条例の関係条文】 (市民懇談会) 第 10 条 議会は、市民団体と議員とが自由に情報及び意見を交換する場として、市民懇談会を開催するものとする。					
【関係する規則等】 市民懇談会実施要綱 (概略) (条例第 10 条第 2 項：必要な事項は別に定める⇒市民懇談会実施要綱) 第 8 条 市民への周知を図るために、次に掲げる方法で周知に努める。(1)～(6)・・・省略 第 9 条 成果の公表 (条文 省略) 第 10 条 要望書等の報告					

II-6 《政策討論会》市民とともに歩む議会（市民参加）

選択

検討委員会等：①議会運営委員会 ②3 常任委員会 ③広報常任委員会 ④広聴常任委員会 ⑤その他

項目	政策討論会			条例との関係 第11条	
				規則等の有・無	
評価細目	①検討会を実施しているか	②テーマの設定及び内容は適切か	③成果は	④その他	
現状とその課題等	①政策討論会は実施していない。 ②「市政に関する重要な政策及び課題」の基準が不明確。 ③市民の意見聴取は、市民懇談会等で十分に成果を得ることができた。 ④政策討論会の必要性はなかった。				
評価	5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60点～80点程度） 3：成果が不十分（40点～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要				
2	評価の理由又は根拠 ・会議は全て公開している。 ・議事録は全て作成され、公開できる状態にある。 ・議会からの情報発信がないため、改善の余地はある。				
今後の方向性	A：現状のまま継続 B：一部改善 C：全面的に改善 D：終了・廃止・休止				
A	評価の理由又は根拠 ・要綱がないため、早急に策定する必要がある。				
【条例の関係条文】 第11条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対し、共通認識及び合意形成を図り、政策立案及び政策提言を推進するため市民を対象とした政策討論会を開催することができる。					
【関係する規則等】					

II-7 《議会サポーター》市民とともに歩む議会（市民参加）

選択

検討委員会等：①議会運営委員会 ②3常任委員会 ③広報常任委員会 ④広聴常任委員会 ⑤その他

項目	議会サポーター			条例との関係 第23条	
				規則等の有・無 議会サポーター設置要綱	
評価細目	①人選・資格は適切か（議会及び市政に関心があるかどうか等）：要綱第2条第4号及び第5号	②職務は適切か（議会運営又は広聴広報活動の事務又は業務：要綱第3条第1号及び第2号	③成果は	④その他	
現状とその課題等	・必要性、役割に疑問があり、現在機能していない。				
評価	<p>5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60点～80点程度） 3：成果が不十分（40点～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要</p> <p>2</p> <p>評価の理由又は根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議は全て公開している。 ・議事録は全て作成され、公開できる状態にある。 ・議会からの情報発信がないため、改善の余地はある。 				
今後の方向性	<p>A：現状のまま継続 B：一部改善 C：全面的に改善 D：終了・廃止・休止</p> <p>A</p> <p>評価の理由又は根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校や大学等と連携をしたい。 ・機会があれば活用したい。 ・困りごとに手助けしてもらおうための制度ではない。 ・市民が議会に「興味・関心を持てるようにするための制度。 				
<p>【条例の関係条文】</p> <p>第23条 議会は、議会への市民参加を促進するため、必要に応じて議会サポーターを設置する。 2 議会サポーターは、議会運営に関する事務及び広聴広報活動に関する業務の支援等を行うものとする。 3 議会は、自主的な協力者として活動する議会サポーターに必要な情報提供及び学習の機会を提供するように努めるものとする。</p>					
<p>【関係する規則等】</p>					

Ⅲ－１ 《政策提言》 行動する議会（成果を追求）

選択

検討委員会等：① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	政策提言			条例との関係 第3条第5号、第7条第2項	
				規則等の有 <input checked="" type="radio"/> 無 議会サイクル	
評価細目	① 政策提言に努めたか(条例)・所管事務調査	② 内容は十分であったか	③ その他		
現状とその課題等	① 提言に結び付く、所管事務調査を行った。 ② これまでの所管事務調査の検証を行う必要がある。				
評価	5：十分な成果が出ている (80点以上) 4：成果が出ているが改善の余地がある (60点～80点程度) 3：成果が不十分 (40点～60点程度) 2：成果が出ていない (40点未満) 1：条例又は規則等の見直しが必要				
3	評価の理由又は根拠 ・年度末の3月30日に提言書を提出したばかりなので、成果には至っていない。				
	A：現状のまま継続 B：一部改善 C：全面的に改善 D：終了・廃止・休止				
今後の方向性	評価の理由又は根拠 ・成果を見定めていないため、当面、現状維持とする。 ・政策提言から段階的に議長名で「要望書」「申出書」的な内容とすることも必要。				
A	【条例の関係条文】 第3条 議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。 (5) 市民の多様な意見を把握し、政策立案及び政策提言に努めること。 第7条 (第1項 略) 2 議会は、市民、市民団体等との意見交換の場を多様に設け、議会及び議員の政策形成能力を強化するとともに、政策提言の拡大に努めるものとする。				
	※備考：総務教育常任委員会による評価				

Ⅲ－１ 《政策提言》 行動する議会（成果を追求）

選択

検討委員会等：① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	政策提言			条例との関係	第3条第5号、第7条第2項
				規則等の有	無
評価細目	①政策提言に努めたか(条例)・所管事務調査	②内容は十分であったか	③成果は	④その他	
現状とその課題等	①調査終了した所管事務調査2件のうち2件で政策提言型の報告書を作成した。 ②調査終了した所管事務調査2件のうち2件で市民からの意見聴取結果を含めた内容で報告書を作成した。 ③調査終了した所管事務調査2件のうち1件で当局を含む本会議出席者へ報告書を配付した。 ※成果は下段にある「評価」段階で行うものでは？				
評価	5：十分な成果が出ている (80点以上) 4：成果が出ているが改善の余地がある (60点～80点程度) 3：成果が不十分 (40点～60点程度) 2：成果が出ていない (40点未満) 1：条例又は規則等の見直しが必要 評価の理由又は根拠 ・市民の意見を聴き、政策提言型の報告書を作成した。				
5					
今後の方向性	A：現状のまま継続 B：一部改善 C：全面的に改善 D：終了・廃止・休止 評価の理由又は根拠				
A					
【条例の関係条文】 第3条 議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。 (5) 市民の多様な意見を把握し、政策立案及び政策提言に努めること。 第7条 (第1項 略) 2 議会は、市民、市民団体等との意見交換の場を多様に設け、議会及び議員の政策形成能力を強化するとともに、政策提言の拡大に努めるものとする。					
※備考：環境厚生常任委員会による評価					

Ⅲ－１ 《政策提言》 行動する議会（成果を追求）

選択

検討委員会等：① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	政策提言			条例との関係	第3条第5号、第7条第2項
				規則等の有	無
評価細目	①政策提言に努めたか(条例)・所管事務調査	②内容は十分であったか	③成果は	④その他	
現状とその課題等	①調査終了した所管事務調査2件の報告書は政策提言型の内容にしていない。 ②調査終了した所管事務調査2件のうち2件で市民からの意見聴取結果を含めた内容で報告書を作成した。 ③調査終了した所管事務調査2件のうち2件で当局を含む本会議出席者へ報告書を配付した。 ※成果は下段にある「評価」段階で行うものでは？				
評価	5：十分な成果が出ている (80点以上) 4：成果が出ているが改善の余地がある (60点～80点程度) 3：成果が不十分 (40点～60点程度) 2：成果が出ていない (40点未満) 1：条例又は規則等の見直しが必要 評価の理由又は根拠 ・条例第3条第1項第5号中「市民の多様な意見を把握し」に努め、所管事務調査を行ったが、政策提言には至らなかった。				
4					
今後の方向性	A：現状のまま継続 B：一部改善 C：全面的に改善 D：終了・廃止・休止 評価の理由又は根拠 ・調査結果が政策提言に結び付けられるものは政策提言を行うが、必ずしも調査結果が政策提言に結び付くものではない。				
A					
【条例の関係条文】 第3条 議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。 (5) 市民の多様な意見を把握し、政策立案及び政策提言に努めること。 第7条 (第1項 略) 2 議会は、市民、市民団体等との意見交換の場を多様に設け、議会及び議員の政策形成能力を強化するとともに、政策提言の拡大に努めるものとする。					
※備考：産業建設常任委員会による評価					

Ⅲ－２ 《市長等との論戦》 行動する議会（成果を追求）

必須

検討委員会等：① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	市長等との論戦とその明確化			条例との関係 第12条、第13条	
				規則等の有 無	
				議員必携による	
評価細目	①第12条の意識があるか（争点の明確化等）	②第13条の7項目を意識し、論戦をしているか	③成果は	④その他	
現状とその課題等	シート削除				
評価	5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60点～80点程度） 3：成果が不十分（40点～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要 -：実施なし（評価対象外）				
—	評価の理由又は根拠				
今後の方向性	A：現状のまま継続 B：一部改善 C：全面的に改善 D：終了・廃止・休止				
—	評価の理由又は根拠				
【条例の関係条文】 第12条 直接選挙で選ばれた議員により構成される議会と市長は、それぞれの特性を活かし、緊張関係を維持しながら、政策をめぐる論点及び争点を明確にし、競い合い、及び協力し合うことを常に意識して、市政を運営する。 第13条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点を集約し、その政策水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。 (1) 政策の必要性 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討 (4) 市民参加及び協働の実施の有無とその内容 (5) 総合計画との整合性 (6) 財源措置 (7) 将来にわたるコスト計算及び費用対効果					
※備考：総務教育常任委員会による評価					

Ⅲ－２ 《市長等との論戦》 行動する議会（成果を追求）

必須

検討委員会等：① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	市長等との論戦とその明確化			条例との関係 第12条、第13条	
				規則等の有 無	議員必携による
評価細目	①第12条の意識があるか（争点の明確化等）	②第13条の7項目を意識し、論戦をしているか	③成果は	④その他	
現状とその課題等	①意識が薄い。 ②該当する重要な案件はなかった。 ③該当する重要な案件はなかった。 ※成果は下段にある「評価」段階で行うものでは？				
評価	5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60点～80点程度） 3：成果が不十分（40点～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要				
2	評価の理由又は根拠 ・意識が薄い。				
今後の方向性	A：現状のまま継続 B：一部改善 C：全面的に改善 D：終了・廃止・休止				
B	評価の理由又は根拠 ・意識を持って審議を行う。				
【条例の関係条文】 第12条 直接選挙で選ばれた議員により構成される議会と市長は、それぞれの特性を活かし、緊張関係を維持しながら、政策をめぐる論点及び争点を明確にし、競い合い、及び協力し合うことを常に意識して、市政を運営する。 第13条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点を集約し、その政策水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。 (1) 政策の必要性 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討 (4) 市民参加及び協働の実施の有無とその内容 (5) 総合計画との整合性 (6) 財源措置 (7) 将来にわたるコスト計算及び費用対効果					
※備考：環境厚生常任委員会による評価					

Ⅲ－２ 《市長等との論戦》 行動する議会（成果を追求）

必須

検討委員会等：① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	市長等との論戦とその明確化			第12条、第13条 条例との関係	
				規則等の有 <input checked="" type="radio"/> 無 議員必携による	
評価細目	① 第12条の意識があるか（争点の明確化等）	② 第13条の7項目を意識し、論戦をしているか	③ 成果は	④ その他	
現状とその課題等	①意識している。 ②該当する重要な案件はなかった。 ③該当する重要な案件はなかった。 ※成果は下段にある「評価」段階で行うものでは？				
評価	5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60点～80点程度） 3：成果が不十分（40点～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要 -：実施なし（評価対象外）				
	評価の理由又は根拠 ・委員会での評価に馴染まないため、評価できない。				
今後の方向性	A：現状のまま継続 B：一部改善 C：全面的に改善 D：終了・廃止・休止 評価の理由又は根拠				
【条例の関係条文】 第12条 直接選挙で選ばれた議員により構成される議会と市長は、それぞれの特性を活かし、緊張関係を維持しながら、政策をめぐる論点及び争点を明確にし、競い合い、及び協力し合うことを常に意識して、市政を運営する。 第13条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点を集約し、その政策水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。 (1) 政策の必要性 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討 (4) 市民参加及び協働の実施の有無とその内容 (5) 総合計画との整合性 (6) 財源措置 (7) 将来にわたるコスト計算及び費用対効果					
※備考：産業建設常任委員会による評価					

Ⅲ－３ 《政策評価》 行動する議会（成果を追求）

選択

検討委員会等：① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	市長等が行う施策・施策の評価			条例との関係 第14条	
				規則等の有 <input checked="" type="radio"/> 無	
評価細目	①評価を実施しているか	②評価の内容は適切か	③評価の成果は	④その他	
現状とその課題等	①政策評価（予算・決算審査を除き）は、実施していない。 ②実施していないため無し ③実施していないため無し ④要綱等の定めが無い。				
評価	5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60点～80点程度） 3：成果が不十分（40点～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要 -：実施なし（評価対象外） 評価の理由又は根拠 ・実施していないため評価対象外				
今後の方向性	A：現状のまま継続 B：一部改善 C：全面的に改善 D：終了・廃止・休止 評価の理由又は根拠 ・評価対象について、明確な定めが必要。				
【条例の関係条文】 第14条 議会は、必要に応じ、議会独自で政策評価を実施するものとする。 2 政策評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。 【第14条の説明】 市長等が行う政策や施策が市民の立場で行われているかを判断し、必要と認めた場合には政策評価を実施する。 (1) 決算審査を行う9月会議の前に抽出して評価する場合や、特定の市政課題について随時評価をする。 (2) 実施する主体は、3常任委員会、特別委員会等でその都度きめていく。					
※備考：総務教育常任委員会による評価					

Ⅲ－３ 《政策評価》 行動する議会（成果を追求）

選択

検討委員会等：① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	市長等が行う施策・施策の評価			条例との関係 第14条	
				規則等の有 <input checked="" type="radio"/> 無	
評価細目	①評価を実施しているか	②評価の内容は適切か	③ 評価の成果は	④その他	
現状とその課題等	①政策評価を実施していない。 ②政策評価を実施していない。 ③政策評価を実施していない。				
評価	5：十分な成果が出ている (80点以上) 4：成果が出ているが改善の余地がある (60点～80点程度) 3：成果が不十分 (40点～60点程度) 2：成果が出ていない (40点未満) 1：条例又は規則等の見直しが必要 -：実施なし(評価対象外)				
	評価の理由又は根拠 ・政策評価を実施していない。				
今後の方向性	A：現状のまま継続 B：一部改善 C：全面的に改善 D：終了・廃止・休止				
	評価の理由又は根拠 ・議会独自の政策評価シートを作成して実施する。				
【条例の関係条文】 第14条 議会は、必要に応じ、議会独自で政策評価を実施するものとする。 2 政策評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。					
【第14条の説明】 市長等が行う政策や施策が市民の立場で行われているかを判断し、必要と認めた場合には政策評価を実施する。 (1) 決算審査を行う9月会議の前に抽出して評価する場合や、特定の市政課題について随時評価をする。 (2) 実施する主体は、3常任委員会、特別委員会等でその都度きめていく。					
※備考：環境厚生常任委員会による評価					

Ⅲ－３ 《政策評価》 行動する議会（成果を追求）

選択

検討委員会等：① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	市長等が行う施策・施策の評価			条例との関係 第14条	
				規則等の有 <input checked="" type="radio"/> 無	
評価細目	①評価を実施しているか	②評価の内容は適切か	③ 評価の成果は	④その他	
現状とその課題等	①政策評価を実施していない。 ②政策評価を実施していない。 ③政策評価を実施していない。				
評価	5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60点～80点程度） 3：成果が不十分（40点～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要 -：実施なし（評価対象外）				
—	評価の理由又は根拠 ・必要性が無かったため、政策評価を実施しなかった。 ・条文中に「必要に応じ」とあるが、必要が無かった場合の評価方法が不明瞭である。委員会での評価は困難なため、本項目の評価実施について再検討するべき。				
今後の方向性	A：現状のまま継続 B：一部改善 C：全面的に改善 D：終了・廃止・休止				
—	評価の理由又は根拠 ・政策評価の実施に必要な事項を定める。				
【条例の関係条文】 第14条 議会は、必要に応じ、議会独自で政策評価を実施するものとする。 2 政策評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。					
【第14条の説明】 市長等が行う政策や施策が市民の立場で行われているかを判断し、必要と認めた場合には政策評価を実施する。 (1) 決算審査を行う9月会議の前に抽出して評価する場合や、特定の市政課題について随時評価をする。 (2) 実施する主体は、3常任委員会、特別委員会等でその都度決めていく。					
※備考：産業建設常任委員会による評価					

Ⅲ－４ 《予算審議》 行動する議会（成果を追求）

必須

検討委員会等：① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	予算における審議				第15条、第13条
					条例との関係 規則等の有 無
評価細目	①懸案事項の設定は適切か	②分野別質疑は十分か	③総括質疑は適切か	④自由討議は	⑤成果は ⑥その他
現状と その課題等	①適切であった。 ②十分では無かった（ひとつの重点項目の質疑がされなかった） ③適切だった。 ④必要が無かった。 ⑤実施している。 ⑥・付帯決議はあっても良い。 ・実施計画書、又は予算説明書は紙ベースが必要。 ・実行計画書の内容が審議に足る内容になっていない。				
評価	5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60点～80点程度） 3：成果が不十分（40点～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要				
	4	評価の理由又は根拠 ・上記②について課題有り			
今後の方向性	A：現状のまま継続 B：一部改善 C：全面的に改善 D：終了・廃止・休止 評価の理由又は根拠 ・紙ベースの資料が必要。 ・実行計画書の改善は、議長から正式文書で申し入れをしていく。 ・議会独自（前年決算の額、3年度予算、3年度決算見込み額、新年度予算等）の参考資料の作成を検討する。				
【条例の関係条文】 第15条 議会は、予算及び決算の審議に当たって、第13条の規定に準じて、施策別又は事業別の説明を市長等に求めるものとする。 （※ 第13条 (1)政策の必要性、(2) 提案に至るまでの経緯、(3) 他の自治体の類似する政策との比較検討、(4) 市民参加及び協働の実施の有無とその内容、(5) 総合計画との整合性、(6) 財源措置、(7) 将来にわたるコスト計算及び費用対効果 ）					
※備考：総務教育常任委員会による評価					

Ⅲ－４ 《予算審議》 行動する議会（成果を追求）

必須

検討委員会等：① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	予算における審議				第15条、第13条 条例との関係 規則等の有 無
評価細目	①懸案事項の設定は適切か	②分野別質疑は十分か	③総括質疑は適切か	④自由討議は	⑤成果は ⑥その他
現状とその課題等	①市民アンケート、過去の予算決算審査及び所管事務調査から課題を抽出し、懸案事項を設定した。 ②複数の担当委員を決めて質疑を行った。 ③委員会として総括質疑に当たっての項目を精査し、総括質疑を行った。 ④自由討議を実施しなかった。 ⑤賛否表明の判断に資した。 ※成果は下段にある「評価」段階で行うものでは？				
評価	5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60点～80点程度） 3：成果が不十分（40点～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要 評価の理由又は根拠 ・委員会として重点項目（懸案事項）を明確にして質疑を行った。				
4					
今後の方向性	A：現状のまま継続 B：一部改善 C：全面的に改善 D：終了・廃止・休止 評価の理由又は根拠 ・市長と政策について論議を行う。				
B					
【条例の関係条文】 第15条 議会は、予算及び決算の審議に当たって、第13条の規定に準じて、施策別又は事業別の説明を市長等に求めるものとする。 （※ 第13条 (1)政策の必要性、(2) 提案に至るまでの経緯、(3) 他の自治体の類似する政策との比較検討、(4) 市民参加及び協働の実施の有無とその内容、(5) 総合計画との整合性、(6) 財源措置、(7) 将来にわたるコスト計算及び費用対効果 ）					
※備考：環境厚生常任委員会による評価					

Ⅲ－４ 《予算審議》 行動する議会（成果を追求）

必須

検討委員会等：① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	予算における審議				第15条、第13条 条例との関係 規則等の有 無
評価細目	①懸案事項の設定は適切か	②分野別質疑は十分か	③総括質疑は適切か	④自由討議は	⑤成果は ⑥その他
現状とその課題等	①過去の予算決算審査、広聴活動（市民議会）及び個々の議員活動から課題を抽出し、懸案事項を設定した。 ②複数の担当委員を決めて質疑を行った。 ③委員会として総括質疑に当たっての項目を精査し、総括質疑を行った。 ④自由討議を実施しなかった。 ⑤賛否表明の判断に資した。 ※成果は下段にある「評価」段階で行うものでは？				
評価	5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60点～80点程度） 3：成果が不十分（40点～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要 評価の理由又は根拠 ・予算審査質疑は十分に行ったが、その結果が予算に反映されたかは疑問が残る。				
4					
今後の方向性	A：現状のまま継続 B：一部改善 C：全面的に改善 D：終了・廃止・休止 評価の理由又は根拠				
A					
【条例の関係条文】 第15条 議会は、予算及び決算の審議に当たって、第13条の規定に準じて、施策別又は事業別の説明を市長等に求めるものとする。 （※ 第13条 (1)政策の必要性、(2) 提案に至るまでの経緯、(3) 他の自治体の類似する政策との比較検討、(4) 市民参加及び協働の実施の有無とその内容、(5) 総合計画との整合性、(6) 財源措置、(7) 将来にわたるコスト計算及び費用対効果 ）					
※備考：産業建設常任委員会による評価					

Ⅲ－５ 《決算審議》 行動する議会（成果を追求）

必須

検討委員会等：① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	決算における審議			条例との関係	第15条、第13条
				規則等の有	無
評価細目	①懸案事項の設定は適切か	②分野別質疑は十分か	③総括質疑は適切か	④自由討議は	⑤政策評価は ⑥その他
現状とその課題等	①適切であった。 ②十分だった。 ③適切だった。 ④必要が無かった ⑤実施している ⑥・付帯決議はあっても良い。 ・実績報告書の内容が審議に足る内容になっていない。				
評価	5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60点～80点程度） 3：成果が不十分（40点～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要				
4	評価の理由又は根拠 ・付帯決議がされなかった。				
今後の方向性	A：現状のまま継続 B：一部改善 C：全面的に改善 D：終了・廃止・休止				
B	評価の理由又は根拠 ・引き続き、紙ベースの資料が必要。 ・実績報告書の改善は、議長から正式文書で申し入れをしていく。 ・議会独自（当初予算額から、補正を経て決算額までの）参考資料の作成を検討する。				
【条例の関係条文】 第15条 議会は、予算及び決算の審議に当たって、第13条の規定に準じて、施策別又は事業別の説明を市長等に求めるものとする。 （※ 第13条 (1)政策の必要性、(2) 提案に至るまでの経緯、(3) 他の自治体の類似する政策との比較検討、(4) 市民参加及び協働の実施の有無とその内容、(5) 総合計画との整合性、(6) 財源措置、(7) 将来にわたるコスト計算及び費用対効果 ）					
※備考：総務教育常任委員会による評価					

Ⅲ－５ 《決算審議》 行動する議会（成果を追求）

必須

検討委員会等：① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	決算における審議				第15条、第13条
					条例との関係 規則等の有 <input checked="" type="radio"/> 無
評価細目	①懸案事項の設定は適切か	②分野別質疑は十分か	③総括質疑は適切か	④自由討議は	⑤成果は ⑥その他
現状とその課題等	①市民アンケート、過去の予算決算審査及び所管事務調査から課題を抽出し、懸案事項を設定した。 ②複数の担当委員を決めて質疑を行った。 ③委員会として総括質疑に当たっての項目を精査し、総括質疑を行った。 ④自由討議を実施しなかった。 ⑤賛否表明の判断に資した。 ※成果は下段にある「評価」段階で行うものでは？				
評価	5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60点～80点程度） 3：成果が不十分（40点～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要				
	評価の理由又は根拠 ・委員会として重点項目（懸案事項）を明確にして質疑を行った。				
今後の方向性	A：現状のまま継続 B：一部改善 C：全面的に改善 D：終了・廃止・休止 評価の理由又は根拠 ・市長と政策について論議を行う。				
【条例の関係条文】 第15条 議会は、予算及び決算の審議に当たって、第13条の規定に準じて、施策別又は事業別の説明を市長等に求めるものとする。 （※ 第13条 (1)政策の必要性、(2) 提案に至るまでの経緯、(3) 他の自治体の類似する政策との比較検討、(4) 市民参加及び協働の実施の有無とその内容、(5) 総合計画との整合性、(6) 財源措置、(7) 将来にわたるコスト計算及び費用対効果 ）					
※備考：環境厚生常任委員会による評価					

Ⅲ－５ 《決算審議》 行動する議会（成果を追求）

必須

検討委員会等：① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	決算における審議				第15条、第13条
					条例との関係 規則等の有 無
評価細目	①懸案事項の設定は適切か	②分野別質疑は十分か	③総括質疑は適切か	④自由討議は	⑤成果は ⑥その他
現状とその課題等	①過去の予算決算審査及び所管事務調査から課題を抽出し、懸案事項を設定した。 ②複数の担当委員を決めて質疑を行った。 ③委員会として総括質疑に当たった項目を精査した結果、総括質疑は行わなかった。 ④自由討議を実施した。 ⑤賛否表明の判断に資した。 ※成果は下段にある「評価」段階で行うものでは？				
評価	5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60点～80点程度） 3：成果が不十分（40点～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要 評価の理由又は根拠 ・決算審査質疑は十分に行ったが、その結果が予算に反映されたかは疑問が残る。				
4					
今後の方向性	A：現状のまま継続 B：一部改善 C：全面的に改善 D：終了・廃止・休止 評価の理由又は根拠				
A					
【条例の関係条文】 第15条 議会は、予算及び決算の審議に当たって、第13条の規定に準じて、施策別又は事業別の説明を市長等に求めるものとする。 （※ 第13条 (1)政策の必要性、(2) 提案に至るまでの経緯、(3) 他の自治体の類似する政策との比較検討、(4) 市民参加及び協働の実施の有無とその内容、(5) 総合計画との整合性、(6) 財源措置、(7) 将来にわたるコスト計算及び費用対効果 ）					
※備考：産業建設常任委員会による評価					

Ⅲ－６ 《議決事件の追加》 行動する議会（成果を追求）

必須

検討委員会等：①議会運営委員会 ②3 常任委員会 ③広報常任委員会 ④広聴常任委員会 ⑤その他

項目	議決事件の追加				条例との関係 第16条	
					規則等の有・無	
評価細目	①積極的に検討しているか	②内容は適切か	③成果は	④その他		
現状とその課題等	①検討していない。					
評価	<p>5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60点～80点程度） 3：成果が不十分（40点～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要</p> <p>2</p> <p>評価の理由又は根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議は全て公開している。 ・議事録は全て作成され、公開できる状態にある。 ・議会からの情報発信がないため、改善の余地はある。 					
今後の方向性	<p>A：現状のまま継続 B：一部改善 C：全面的に改善 D：終了・廃止・休止</p> <p>A</p> <p>評価の理由又は根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議決事件を追加する必要性を感じなかった。 					
<p>【条例の関係条文】 第16条 議会は、議事機関としての機能強化のため、法第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件の追加を積極的に検討するものとする。 2 前項の議会の議決すべき事件に関し必要な事項は、別に条例で定める。 （説明 提案する市長等に一方的に重責をおわせることなく、議決をすることにより、議会及び議員も公平に責任を分担するという視点）</p>						
<p>【関係する規則等】</p>						

Ⅲ－７ 《自由討議》 行動する議会（成果を追求）

必須

検討委員会等：①議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	自由討議による合意形成			条例との関係 第17条	
				規則等の有・無 自由討議実施要綱	
評価細目	①自由討議を中心に議論を尽くしたか。	②議題は適切か（議案・請願等）要綱第2条第3項	③成果は	④その他	
現状とその課題等	①186回中1回実施 ③十分に議論を尽くしたと判断できるか				
評価	5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60点～80点程度） 3：成果が不十分（40点～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要 評価の理由又は根拠 ・発言が少なかった。 ・議員が個々で持っている情報等を発信・共有できればよかった。				
3					
今後の方向性	A：現状のまま継続 B：一部改善 C：全面的に改善 D：終了・廃止・休止 評価の理由又は根拠 ・自由討議後、採決の前に委員会室等で再協議の時間があればよかった。				
A					
【条例の関係条文】 第17条 議会は、議員による討論の場であることを十分に認識し、本会議及び委員会において、議員提出案件、市長提出案件及び請願、陳情等の市民提出案件に関し審議をし、結論を出す場合、議員相互の自由討議を中心に議論を尽くし、少数意見も尊重しながら合意形成に努め、市民に対する説明責任を十分に果たすものとする。 2 前項の場合において、市長等に対する本会議等への出席要請は必要最小限にとどめるものとする。 3 議員は、第1項の議員相互の自由討議を進め、政策提言、条例制定、意見等の議案提出に積極的に努めるものとする。					
【関係する規則等】 《自由討議実施要綱》					

Ⅲ－８ 《政策検討会》 行動する議会（成果を追求）

条件必須

検討委員会等：①議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	政策検討会				条例との関係 第19条	
					規則等の有・無 無	
評価細目	①検討会は実施されたか	②テーマは適切だったか	③成果は	④その他		
現状とその課題等	①前提としての政策討論会が実施されていない。					
評価	5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60点～80点程度） 3：成果が不十分（40点～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要 評価の理由又は根拠					
2						
今後の方向性	A：現状のまま継続 B：一部改善 C：全面的に改善 D：終了・廃止・休止 評価の理由又は根拠 ・要綱がないため、早急に策定する必要がある。					
A						
【条例の関係条文】 （政策検討会） 第19条 議会は、政策討論会を開催した場合は、政策立案及び政策提言を推進するため政策検討会を開催するものとする。 2 政策検討会に関し必要な事項は、別に定める。						
【関係する規則等】						

Ⅲ-10 《議会アドバイザー》 行動する議会（成果を追求）

選択

検討委員会等：①議会運営委員会 ②3常任委員会 ③広報常任委員会 ④広聴常任委員会 ⑤その他

項目	議会アドバイザー			条例との関係 第24条	
				規則等の有・無 議会アドバイザー設置要綱	
評価細目	①人選・資格は適切か ：要綱第2条	②職務・活用は適切だったか	③成果は	④その他	
現状とその課題等	①適切な人に委嘱している。 ②議会改革推進会議内の専門委員会にて1回アドバイスを頂いている。				
評価	5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60点～80点程度） 3：成果が不十分（40点～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要 評価の理由又は根拠 ・令和3年度は1人のアドバイザーから指導を受けた。				
4					
今後の方向性	A：現状のまま継続 B：一部改善 C：全面的に改善 D：終了・廃止・休止 評価の理由又は根拠 ・定期的に各アドバイザーに滝沢市議会の活動情報を報告すべき。				
A					
【条例の関係条文】 （議会アドバイザーの設置） 第24条 議会は、議会の資質向上を図るため、必要に応じて議会アドバイザーを設置する。 2 議会アドバイザーは、議会全般にわたって、専門的な知識及び経験等を踏まえて助言、提言、指導等を行うものとする。 3 議会は、議会アドバイザーに必要な情報及び資料を提供するように努めるものとする。 4 議会アドバイザーの氏名は公開を原則とし、その協力活動に対し必要と認めるときは、謝礼等を支給するものとする。 5 議会アドバイザーに関し必要なことは、別に定める。					
【関係する規則等】 《議会アドバイザー設置要綱》 （委嘱） 第2条 アドバイザーは、若干名とし、学識経験を有する者のうちから議長が委嘱する。					

Ⅲ－11 《危機管理》 行動する議会（成果を追求）

選択

検討委員会等： ① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	危機管理体制	条例との関係 第34条 規則等の 有 ・無 災害対策連絡会議規程
評価細目	①緊急時に機能的に活動できるよう体制の整備に努めているか ②市災害対策本部等と情報を共有しているか ③議会の連絡会議は機能しているか ④その他	
現状とその課題等	①連絡網を作成し、体制は整備されている。 ②災害対策本部の設置はなかった。 ③開催していない。	
評価	5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60点～80点程度） 3：成果が不十分（40点～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要	
3	評価の理由又は根拠 ・災害警戒本部の情報等がない。 ・市との連携は難しい。	
今後の方向性	A：現状のまま継続 B：一部改善 C：全面的に改善 D：終了・廃止・休止	
B	評価の理由又は根拠 ・規定第2条の（招集）にオンライン会議を追加すべき。 ・新型コロナウイルス等の疫病に対応する規定になっていない。	
【条例の関係条文】 （危機管理） 第34条 議会は、災害等の不測の事態から市民の生命、身体及び財産又は生活の平穩を守るとともに、緊急時において総合的かつ機能的に活動できるよう市長等と協力し、危機管理体制の整備に努めなければならない。 2 議員は、災害等の不測の事態が発生することが予想される際には、地域情報を把握するとともに滝沢市災害対策本部等と情報を共有し、災害の未然防止に努めなければならない。 3 議会及び議員は、災害等の不測の事態が発生したときは、市長等と連携し、市民とともに、一日も早い復旧に尽力するとともに、市民生活の安定維持に努めなければならない。		
【関係する規則等】		